22　新規則第二条の五第十七項の規定は、施行日以後に提供する同項各号に掲げる事項について適用し、施行日前に提供した旧規則第二条の五第十七項各号に掲げる事項については、なお従前の例による。

23　新規則第二条の五第十九項の規定は、施行日以後に受理する同項各号に定める書類について適用する。

24　新規則第三条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧規則第三条第一項の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

25　新規則第三条第五項の規定は、施行日以後に受理する同項の申請書又は書類について適用する。

26　新規則第三条の二第一項の規定は、施行日以後に提出する租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十三項において準用する所得税法第百七十二条第一項の申告書について適用し、施行日前に提出した同項の申告書については、なお従前の例による。

27　新規則第三条の四第一項、第四項及び第七項の規定は、施行日以後に同条第一項又は第四項の規定により提出する還付請求書について適用し、施行日前に旧規則第三条の四第一項又は第四項の規定により提出した還付請求書については、なお従前の例による。

28　新規則第四条第一項、第二項及び第十一項の規定は、施行日以後に同条第一項、第二項又は第十一項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第四条第一項、第二項又は第十一項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

29　新規則第四条第十五項、第五条第五項及び第六条第五項の規定は、施行日以後に受理する新規則第四条第十五項、第五条第五項又は第六条第五項の届出書又は還付請求書について適用する。

30　新規則第六条の二第一項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用し、旧規則第六条の二第一項に規定する居住者が施行日前に支払う又は控除される同項に規定する保険料については、なお従前の例による。

31　新規則第七条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第七条第一項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

32　新規則第七条第五項の規定は、施行日以後に受理する同項の届出書又は還付請求書について適用する。

33　新規則第八条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に同条第一項又は第二項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第八条第一項又は第二項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

34　新規則第八条第十項の規定は、施行日以後に受理する同項の届出書又は還付請求書について適用する。

35　新規則第九条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に旧規則第九条第一項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

36　新規則第九条第五項の規定は、施行日以後に受理する同項の届出書又は還付請求書について適用する。

37　新規則第九条の二第一項及び第九項、第九条の三第一項及び第四項並びに第九条の四第一項及び第八項の規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等又は外国法人の施行日以後に開始する事業年度のこれらの規定に規定する適用届出書等又は特例届出書等について適用し、旧規則第九条の二第一項及び第九項、第九条の三第一項及び第四項並びに第九条の四第一項及び第八項に規定する相手国居住者等又は外国法人の施行日前に開始した事業年度のこれらの規定に規定する適用届出書等又は特例届出書等については、なお従前の例による。

38　新規則第九条の五第二十三項、第九条の六第十六項、第九条の七第十一項、第九条の八第十一項及び第九条の九第十一項の規定は、施行日以後に提出する新規則第九条の五第二十三項各号、第九条の六第十六項各号、第九条の七第十一項各号、第九条の八第十一項各号又は第九条の九第十一項各号に定める届出書又は還付請求書について適用する。

39　新規則第十二条第一項及び第三項、第十三条、第十三条の二第一項並びに第十四条第三項の規定は、施行日以後に新規則第十二条第一項若しくは第十三条の規定により提出する申立書、新規則第十二条第三項の規定により提出する要請書又は新規則第十三条の二第一項若しくは第十四条第三項の規定により提出する還付請求書について適用し、施行日前に旧規則第十二条第一項若しくは第十三条の規定により提出した申立書、旧規則第十二条第三項の規定により提出した要請書又は旧規則第十三条の二第一項若しくは第十四条第三項の規定により提出した還付請求書については、なお従前の例による。

40　新規則第十四条第四項の規定は、施行日以後に受理する同項の還付請求書について適用する。

○財務省令第四十九号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）及び相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

財務大臣　麻生　太郎

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第一項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

第三条第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改め、同条第二号中「名称及び住所」を「名称及び所在地」に、「次条」を「次項及び次条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　施行令第四条の十四第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書を受理した受託者の営業所等の長は、当該障害者非課税信託取消申告書に、当該受託者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を付記するものとする。

第四条第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改め、同条第二号中「名称及び住所」を「名称及び所在地」に改め、同条に次の一項を加える。

2　施行令第四条の十五第二項に規定する障害者非課税信託廃止申告書を受理した受託者の営業所等の長は、当該障害者非課税信託廃止申告書に、当該受託者の法人番号を付記するものとする。

第五条第一項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改め、同項第二号中「氏名又は」を「氏名、」に改め、「居所」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

第六条第一号中「及び所在地（」を「、所在地（」に、「及び住所」を「及び所在地」に改め、「所在地）」の下に「及び法人番号」を加え、同条第二号中「及び住所」を「及び所在地」に改め、同条第三号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

第十三条第一項第三号及び第十七条第一項第二号中「とする。）」を「とする。以下この号において同じ。）並びに個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

第二十九条第一項第二号中「及び」の下に「個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）並びに」を加え、同条第二項第二号中「及び住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

第三十条第八項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第九項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

附則第四項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。次項第一号及び附則第八項第一号において同じ。）」に改め、附則第五項第一号及び第八項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。